

環境の保全と創造に関する条例（抜粋）（平成 7 年条例第 28 号）

第 2 節 環境基本計画

（環境基本計画の策定）

第 6 条 知事は、環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1） 環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

（2） 前号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を定めようとするときは、その基本的な事項について、あらかじめ、兵庫県環境審議会（以下「環境審議会」という。）の意見を聴くものとする。

4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。